

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年5月19日 05時20分ごろ
発生場所	福島県いわき市小名浜港南東部 番所灯台から真方位208° 810m付近 （概位 北緯36° 55.8′ 東経140° 55.2′）
事故の概要	プレジャーボートレンタルⅡは、釣り場に向けて東北東進中、磯波を受けて転覆した。
事故調査の経過	令和3年6月1日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート レンタルⅡ、5トン未満（長さ5.37m）
船舶番号、船舶所有者等	232-27500福島、有限会社マリンサービスいわき
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向南東、波高約1.5m
事故の経過	<p>本船は、詳細な地形は表示されない測深可能なGPSプロッターが装備されているレンタルボートで、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、乗員全員が救命胴衣を着用し、小名浜港のマリーナを出発して小名浜港南東部付近の釣り場に向かった。</p> <p>船長は、本事故の約1年前に小型船舶操縦免許を取得し、これまでに5～6回程度レンタルボートを借りて小名浜港付近で釣りをしたことがあったが、GPSプロッターがあれば航行できると思い、小名浜港付近の海図を所持しておらず、小名浜港付近の水深等の状況を知らなかった。</p> <p>船長は、水深10m以上の海域を航行すれば無難に航行できると思い、GPSプロッターの水深を頼りに航行し、釣り場を定め、漂泊して釣りを始めたが、釣果が得られなかったため、釣り場から移動することとし、約13ノットの対地速力で東北東進を始めた。</p> <p>船長は、GPSプロッターに表示される水深10m以上を確認しながら時々顔を上げて目視で周囲の状況を確認し、陸岸から一定の距離を離して航行していたところ、本船が徐々に浅所に向かっていることに気付かなかった。</p> <p>本船は、そのまま航行を続けていたところ、突然右舷船首部に大きな磯波を受けた後、船首部に2度目の大きな磯波を受けて船首が持ち上がり、そのまま後方に返されて転覆し、船長及び知人3人が落水し</p>

	<p>た。</p> <p>知人3人は、泳いで陸岸にたどり着き、船長は、泳いで岩場にたどり着いたところを漁船に救助された。</p> <p>本船は、本事故後、小名浜港にえい航された。</p> <p>本船のGPSプロッターは、性能上、水深表示は直下のみで、等深線の表示はできなかった。</p> <p>GPSプロッターの安全取扱要領には、水深表示だけを頼って操船しないことが記述されていた。</p> <p>小名浜港南東部にはカマ出しという浅所があった。</p>
分析	<p>本船は、小名浜港南東部付近を東北東進中、船長が、小名浜港付近の海図を所持しておらず、小名浜港付近の水深等の状況を知らない中、GPSプロッターの水深表示機能を使って水深10m以上の海域を航行すれば無難に航行できると思い、同プロッターから時々顔を上げて目視で周囲の状況を確認し、陸岸から一定の距離を離して航行を続けたことから、浅所に向かっていることに気付かず、船首部に大きな磯波を受けて転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が小名浜港南東部付近を東北東進中、船長が、GPSプロッターの水深表示機能を使って水深10m以上の海域を航行すれば無難に航行できると思い、同プロッターから時々顔を上げて目視で周囲の状況を確認し、陸岸から一定の距離を離して航行を続けたため、浅所に向かっていることに気付かず、船首部に大きな磯波を受けて転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の操縦者は、大洋に面する浅所では磯波が発生することがあるので、発航前に海図等を入手し、浅所などの状況を確認し、浅所に近づかないこと。 ・ 小型船舶の操縦者は、GPSプロッターの水深及び地図情報だけを頼りに航行することなく、事前に海図等により航行海域の水深及び地形等の確認を行うこと。